

議第30号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第4 使用料の欄中「401」を「3,160」に, 「1,578」を「2,119」に, 「2,916」を「5,889」に, 「142」を「418」に, 「2,160」を「3,681」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例の規定は, この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し, 同日前の使用に係る使用料については, なお従前の例による。

提案理由

京都市中央卸売市場第二市場の再整備に伴い, 卸売業者売場等の使用料の限度額を改定する必要があるので提案する。